

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和6年3月5日（火）午前10時00分～午前10時20分

2 場 所 門真市役所 本館2階 大会議室

3 議 長 西村 覚

4 署名委員

3番：川中 仲文 委員 4番：木原 早智子 委員

5 出席委員（8名）

1番：川田 勉 委員 2番：川田 雅彦 委員 3番：川中 仲文 委員

4番：木原 早智子 委員 5番：寺裏 和正 委員 7番：西川 敬治 委員

8番：西口 猛 委員 9番：西村 覚 委員

6 欠席委員（1名）

6番：土井 清孝 委員

7 職務のため出席した者

局長：高田 隆慶

局次長：吉田 武史

主任：谷本 大輔

主査：河坂 章志

係員：森本 翔太

8 議案・報告等

- (1) 議案第1号 門真市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について
- (2) 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出
- (3) 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
- (4) 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【署名】

議長 西村 覚

署名委員

川中 仲文

署名委員

木原 早智子

令和6年3月5日（火）午前10時00分～午前10時20分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和6年第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、</p> <p>3番：川中 仲文 委員 4番：木原 早智子 委員</p> <p>にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p> <p>議案第1号「門真市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について」です。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が定めた基本方針を踏まえて市町村が定めることとされており、本市の将来の農業の姿を見通して、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標を示し、こうした農業経営をめざし経営改善を図ろうとする者への支援のあり方等について、おおむね10年後の目標を定めた計画となっております。なお、本市では、平成26年10月に基本構想の策定をしております。</p> <p>令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法の改正を受け、令和6年1月26日に大阪府が基本方針を改正したことから、本市でもこの度、基本構想の改正を行うものです。</p> <p>基本構想の改正は、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見聴取することとなっており、農業委員の皆様には本市農業者の代表として、改正案についてご意見を頂戴したく思います。</p> <p>お配りしております資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」をご覧ください。</p> <p>本基本構想案については、大阪府と事前協議を行ったものとなっております。</p> <p>大きな改正点は、4点ございます。</p>

事務局	<p>現構想1ページの目次をご覧ください。「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 1 利用権設定等促進事業に関する事項」及び「第7 その他 別紙1 別紙2」につきましては、農業経営基盤強化促進法の令和5年4月改正により利用権設定等促進事業が廃止となったことから、削除を予定しております。また、「第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項」につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律の令和2年4月改正により、農地利用集積円滑化事業が廃止となったことから、削除を予定しております。</p> <p>続いて、改正案2ページの目次をご覧ください。「第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を追加しております。</p> <p>改正案8ページをご覧ください。本項目では、大阪府策定の基本方針に沿って、「1 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」、「2 市が主体的に行う取組」、「3 関係機関との連携・役割分担の考え方」並びに「4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供」の記載を行っております。</p> <p>次に、改正案3ページ「第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標 2」をご覧ください。本項目では、国版認定農業者が目標とすべき農業経営の水準を記載しておりますが、大阪府基本方針の変更に伴い、経営計画の所得目標を、主たる農業従事者1人当たり「600万円程度」から「550万円以上」に引下げを行っております。</p> <p>併せて、改正案7ページ「第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」をご覧ください。本項目では、認定新規就農者が目標とすべき水準を記載しておりますが、同様に大阪府基本方針の変更に伴い、経営開始から5年後に達成すべき所得水準を「250万円」から「220万円以上」に引下げを行っております。</p> <p>最後に、改正案10ページ「第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」をご覧ください。本項目では、認定農業者等への農地の</p>
-----	---

事務局	<p>集積目標について記載しておりますが、大阪府基本方針の変更に伴い、「市の農地全体に対する面積のシェア 5%」から「市の生産緑地等に対する面積のシェア 26%」に変更しております。なお、26%というのは、大阪府と協議の上設定されており、10年後の門真市内の生産緑地のうち、担い手がいなくなった農地を認定農業者等が引き受けることを前提とした数値になっております。</p> <p>改正点の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>ご意見がないようですので、議案第1号「門真市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について」は、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
会長	<p>ご異議がないようですので、議案第1号「門真市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について」は、「意見なし」といたします。</p> <p>次に移ります。</p>
	<p>報告第4号「農地法第3条の3の規定による届出」についてです。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、相続に伴う農地の所有権取得及び賃借権取得につき、農地法第3条の3の規定による届出がありましたので、会長専決により受理いたしました。</p> <p>届出内容につきましては、報告第4号の議案書をご覧ください。届出は3件あり、いずれも相続に係る案件でございます。</p> <p>1件目の届出書につきましては、添付資料1ページにございます。場所及び土地の状況につきましては添付資料5から6ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、2件目の届出書につきましては、添付資料7ペー</p>

事務局	<p>ジにございます。場所及び土地の状況につきましては添付資料1 1から12ページをご覧ください。</p> <p>最後に、3件目の届出書につきましては、添付資料13ページに ございます。場所及び土地の状況につきましては添付資料22か ら23ページをご覧ください。</p>
会長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>質問がないようですので、次に移ります。</p> <p>報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用 届出」についてです。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内 の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市 農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定に より、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条 の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第5号の議案書をご覧ください。 届出は9件あり、いずれも同一の案件となっております。</p> <p>申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきま しては、添付資料24ページから110ページまでにございます。</p> <p>届出内容も同ページ中のとおりで、転用の目的はいずれの筆も 地盤調査のための試掘及び資材置場利用のための一時転用とな っております。</p> <p>当該届出地は、添付資料110ページの地図のとおりでございま す。</p> <p>現地調査へは、農業委員会から川田 雅彦委員が、事務局から 河坂、岡が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>なお、本一時転用は、令和6年4月13日までの期限付きとなっ ており、地盤調査が終わり次第、農地に戻す旨報告を受けてお ります。</p>

事務局	以上でございます。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。 質問がないようですので、次に移ります。 報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があつたことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第6号の議案書をご覧ください。 届出は1件です。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料111ページから128ページまでにございます。当該届出地は、添付資料127ページの地図のとおりに位置しております。 届出内容は、111ページから124ページまでのとおりで、所有権の移転であり、転用の目的は分譲住宅となっております。 現地調査は、農業委員会から川田 勉 委員、事務局から河坂、岡で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。 以上でございます。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。 質問等ございませんようですので、今回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。